



島根県報

令和4年8月19日（金）

号外 第 9 1 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第575号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考	
		区 間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長			
県 道	出雲路自転車道線	出雲市大社町修理免1685番5地先から同番2地先まで	前	A	メートル 3.00～10.00	メートル 370.00	出雲県土整備事務所 左記のA及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。 ダブルウェイ解消 払下げ 土地所有者へ返還
				B	4.00～13.00	330.00	
			後 B	4.00～13.00	330.00		
〃	川本美郷線	邑智郡美郷町都賀行810番16地先から同番地先まで	前	3.43～6.82	27.75	県央県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅	
			後	3.43～8.68	27.75		

島根県告示第576号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年8月19日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	西伯伯太線	安来市伯太町須山福富943番2地先から同番地先まで	メートル 68.32	令和4年 8月19日	松江県土整備事務所広瀬土木事業所	